検視、検案、司法解剖等に関する質問主意書

提出者

細川

律

夫

検視、検案、司法解剖等に関する質問主意書

がある。 公平性を阻害する例がみられる。 か ねてから、 死者及び遺族の人権が守られるよう、 誤認検視により、 その背景にはわが国の検視から司法解剖に至る制度の不備と財政上の 事件性 のある事案が病死あるいは単なる事故として処理され、 同時に社会的正義の実現が妨げられることのないよう、 犯罪捜査の 政府 問題

が死因決定の制度をより公正、

厳格なものとするよう要望し、以下のとおり質問する。

省は、 ŧ から「五官によって」との前近代的言辞を除き、 検案が行われるのが一般的である。 には限界があり、 41 る地方検察庁又は区検察庁の検察官は、 のであるかどうかを判断するために、 刑事訴訟法第二二九条第一項で、 この しかしながら、 刑訴法上の検視とは「変死者又は変死の疑い 誤認検視につながる可能性が大きくなる。一方、 死因の決定を五官により、 刑事訴訟法制定当時とは科学技術の水準も変わった現在、 「変死者又は変死の疑のある死体があるときは、 五官の作用により死体の状況を見分する処分」であると解釈して 検視をしなければならない。 医師の補助のもとにCTや薬物検査を行うことのできる 言い換えればほとんどの場合目視 がある死体に対して、その死亡が犯罪に起因する 検視の際は医師の立会いと医師による 」と規定されている。 その所在地を管轄す 触診及び穿刺で行う そして、 法務

ようなものとすべきだと考える。政府の意見をうかがう。

か。 成 剖委託費及び謝金の現状をどう考え、どういう性格付けをしているのか。 との法医学者の試算もあり、 対し支払われている。 の際は十三万円から十四万円程度、 なっている、 してはあまりにも低額であり、 解剖謝金として一件七万円が鑑定人個人に対し支払われている。これらの金額は検案又は解剖の委託費と 令に基づき、 都道府! の対価であるとするなら、 検案については検案謝金として一件三千円が検案を行う医師に対し、 施行令における委託費が運用でいつのまにか謝金になり、 県警察が との指摘がある。 検案解剖委託費及び謝金を国庫より支弁することになっている。 医師あるいは法医学者に対して検案及び司法解剖を委託する場合、 また、 司法解剖全例について鑑定人に対し適正な鑑定書の提出を義務付けているの 現在警察庁予算から支払われている金額と大きな差がある。 司法解剖に要する費用は一体あたり少なく見積もっても二十二万円かかる、 一方、 誤認検視や司法解剖が実際には行われなかったと疑われる事件の一 検査の内容によっては二十万円から三十万円を超える金額が鑑定人に 東京都においては、 警視庁ではなく東京地検が鑑定の嘱 それに技術料や補助員の人件費あるいは検 また、 もし、 平成十五年度予算でみる 司法解剖については司法 司法解剖謝金が鑑定書作 警察法と警察法施 政府は、 託をし、 検案解 因と そ

査費が含まれないとすれば、 それ自体法令に違反していることにならない か。

 \equiv 応 この立論自体に問題があるが、文科省が国立大学に対し細部に亘って予算を措置してきた昨年度までは 員 り、 人員 交付金が の根拠があった。 のため多くの法医学者が司法解剖に明け暮れ、 大学の法医学教室で行わ それ故従来文部科学省の予算から支出されていた、 確保を行わなくなるおそれがある。 司法解剖に充てられるとの保証はなくなり、 しかし、 れている司法解剖については、 国立大学が独立行政法人となった現在、 そうした場合、 本来の研究に支障をきたしているとの現状からすると、 大学法人が検査施設の更新や、 との指摘も承知している。 現行の司法解剖のシステムそのものが崩壊するこ 大学の研究・教育に貢献しているとの側 国から大学法人に支出される運営費 犯罪の増 解剖や検査の 加と職 ための 員 面 の減 もあ

四 う旨の契約を、 は無論のこと、 ためにも、 今後は、 警察が、 警察法等の趣旨を生かす意味から、 死因決定に資する必要な検査を含めた委託費を支払うべきである。 鑑定人あるいは大学法人と結ぶべきであると考える。 法医学教室に対し司法解剖を委託する際、 また、 国立大学法人の経営と司法解剖の実施を両立させる 解剖技術料、 と同時に、 検査費を含めた委託費を支払 検案についても、 これに関して政府の見 技術料

とにならな

いか。

解をうかがう。

五 薬物検査についても、 個々の死体について充分な措置がとられているとは言い難く、 そのために犯罪に

起因する死亡が、 病死あるいは事故死として処理される例が多いものと推測される。 現在、 科学警察研究

所などの施設で、変死体について青酸カリ、トリカブト、 覚醒剤、 睡眠薬、 濫用薬物以外の毒薬や医薬品

に関する薬毒物スクリーニング検査が充分に行われているのか。 また、政府の主導のもと、 薬物の検査拠

点を充実させる必要があると考えるがどうか。

六 そもそも、 法医解剖を司法解剖と行政解剖に分類している国はほとんどない。 行政解剖の結果犯罪の疑

11 が現れることもあり、 犯罪可能性の有無によって、二種に分類するという制度自体、 本末転倒であると

言わざるを得ない。 今後、 法医解剖の制度を改めるため、 検討する考えはあるか。

右質問する。